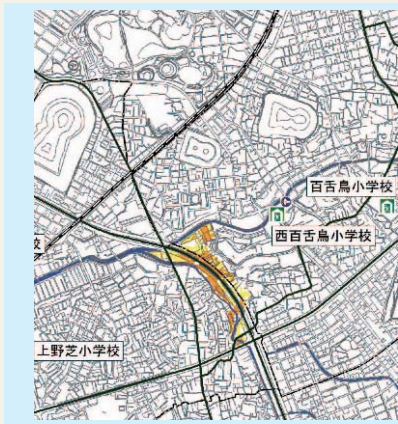


石津川水系の洪水浸水想定区域図が見直されました！

～西百舌鳥校区の一部が想定区域に～



見直された想定最大規模の洪水浸水想定区域図(西百舌鳥校区)

Q、洪水浸水想定区域図とは？

A、洪水時の円滑かつ迅速な避難や浸水防止など、水災による被害の軽減を図るため、国又は都道府県が作成します。予想される浸水区域や浸水深(左下表)が表示されています。近年、各地で大水害が発生しており、最大規模の降雨で石津川水系の百済川、百舌鳥川が氾濫した場合を想定し、洪水浸水想定区域図が見直されました。北区では西百舌鳥校区で浸水が想定されています。

Q、何がかわるの？

A、従来、石津川水系の洪水浸水想定区域図は24時間で271.1mm、1時間で最大75.7mmの降雨を想定していました。今回は24時間で931.4mm、1時間で最大103.7mmの降雨を想定しています。一昨年の台風19号では大雨特別警報が発せられ、神奈川県では24時間に900mmを超える雨が降りました。このような大雨が降る場合には、従来よりも広い地域で避難が必要となります。

Q、どうすればいいの？

A、まずは避難場所や避難経路について、市で配布している防災ガイドブックや市ホームページのハザードマップ(2次元コード)を参考に、日ごろからどう避難するかを計画しておきましょう。また、大雨時には気象台が発表する気象情報や堺市が発令する避難情報に注意し、避難に備えましょう。

北区のハザードマップのチャームは、北区役所市政情報コーナーで6月1日から配架



堺市 e-地図帳

浸水の深さ	取るべき避難行動
0.5 m未満	自宅など建物内の安全な場所に避難する。
0.5 m～ 3.0 m未満	安全に避難が可能な場合 → 小・中学校などの指定避難所のほか、安全が確保できる場所(浸水想定区域外にある知人の家や公園・広場など)へ避難する。 危険が迫っている1階建ての建物 → 危険が迫っている2階建て以上の建物 → 自宅など建物内の2階以上など安全な場所にとどまる。
3.0 m～ 5.0 m未満	家屋が流失する可能性があるため小中学校などの指定避難所のほか、安全が確保できる場所へ避難する。但し、安全に避難できない場合は、コンクリート造など堅牢な建物の3階以上にとどまる。

梅雨の季節を迎えました。市では大雨の影響により河川氾濫や土砂災害の危険が高まった場合、避難情報などの発令の基準や市民の取るべき行動を定めています。詳細は広報さかい10ページをご覧ください。 副危機管理室防災課 ☎228-7605 FAX222-7339

北区政策会議 構成員を募集

北区では、区の実情や特性に応じた政策形成を進め、特色ある区行政の実現を図るため、区民や有識者などから意見を聴取する北区政策会議の構成員を募集します。

～こんな方を求めています～

- 北区に愛着があり、北区の発展のために自分が主体的に活動したいという思いを持っている方
- 柔軟な発想で創意工夫しながら考えることができる方

◇募集人数：若干名

◇応募資格：次の全てに該当する方

- ①令和3年4月1日現在 18歳以上の方
 - ②北区に在住・在勤・在学の方
 - ③同会議に出席できる方(夜間や土・日曜日開催する場合もあります)
- なお、論文による一次選考、個別面接による最

終選考(7月18日実施予定)があります。

◇応募期間：6月1～30日(必着)

◇同会議について：令和3年8月1日から2年の間におおむね年4回程度開催し、北区みんなのまちビジョンの基本方針に係る施策に関してご意見をいただきます。

詳しくは、6月1日から北区役所企画総務課・市政情報コーナーにある公募要項(北区ホームページ(アドレスは下記参照)からダウンロード可)をご覧ください。

☎同課 ☎258-6706 FAX258-6817

北区みんなのまちビジョンをちょっと紹介

区民・地域活動団体の役割について

その2

「北区のために何かしてみたい! みんなのために何か役にたつことをしたい。」

ふとそう思うときはありませんか?

北区みんなのまちビジョンでは、北区をより良くしていくために、区民の皆さんに主体的な行動を広げingことを提案しています。北区政策会議の構成員の一人となり、区政へ参加することは、その一つです。

☎北区役所企画総務課

(☎258-6706 FAX258-6817)



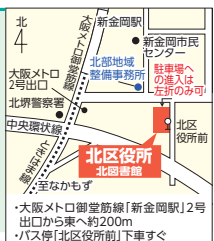
北区みんなのまちビジョン

大阪府や堺市から感染拡大防止に向けた要請がでている場合は、不要不急の外出・移動を控えてください。

〒591-8021
北区新金岡町5丁目4番4号
☎kitakiso@city.sakai.lg.jp
■北区ホームページ
http://www.city.sakai.lg.jp/kita/index.html
■モバイルさかい北区 Web
http://www.citysakai.lg.jp/i/kuya/kusho/kita/index.html

企画総務課 ☎258-6706 FAX258-6817
北区教育相談 ☎258-6748
自治推進課 ☎258-6779
美化担当 ☎258-6865 FAX258-6874
市民課 ☎258-6713 FAX258-6905
保険年金課 ☎258-6743 FAX258-6894
(北保健福祉総合センター)
生活支援課 ☎258-6751 FAX258-6878
地域福祉課 ☎258-6771 FAX258-6836
介護保険係 ☎258-6651
子育て支援課 ☎258-6621 FAX258-6893
北保健センター ☎258-6600 FAX258-6814
北図書館 ☎258-6850 FAX258-6851

堺市社会福祉協議会北区事務所 ☎258-4700 FAX258-4770
北区障害者基幹相談支援センター ☎251-8166 FAX250-8800
北基幹型包括支援センター(高齢者総合相談窓口) ☎258-6886 FAX258-8010
(北区役所庁外)
北第1地域包括支援センター(東浅香山・新浅香山・五箇荘・五箇荘東の各小学校区) ☎240-0120 FAX240-0121
北第2地域包括支援センター(東三国丘・光竜寺・新金岡・新金岡東の各小学校区) ☎252-0110 FAX257-2941
北第3地域包括支援センター(大泉・金岡・金岡南・北(八)下の各小学校区) ☎257-1515 FAX257-1525
北第4地域包括支援センター(中百舌鳥・百舌鳥・西百舌鳥の各小学校区) ☎276-3838 FAX276-3800



租大ごみ受付センター ☎0120-00-8400(携帯電話からは☎06-6486-5048)/上下水道局お客様センター ☎0570-02-1132 FAX252-4132/北部地域整備事務所 ☎258-6782 FAX258-6843
市税事務所 法人諸税課(軽自動車税に関する事) ☎231-9741 FAX251-5631/固定資産税課(固定資産税に関する事) ☎231-9764 FAX251-5633
市民税課(個人市民税に関する事) ☎231-9753 FAX251-5632/納税課(市税の納税に関する事) ☎231-9773 FAX251-5634